お知らせ

10月1日から選定療養費が変わります

一般病床200床以上の地域医療支援病院を、紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務づけられています。 健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬改定により、料金改定されますので、お知らせいたします。

「初期の治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)で、高度・専門医療は特定機能病院及び一般床200床以上の地域医療支援病院で行う」という医療機関相互の機能分担と連携の推進を目的として厚生労働省により制定された定額負担制度です。

本趣旨をご理解のうえ、できる限り近隣の医院・診療所(かかりつけ医)を受診頂きますよう ご協力をお願い申し上げます。

	改定前	改定後
初診時選定療養費 ★他医療機関からの紹介状を持参せず その症状について初めて外来診察を受け られた場合	5,500 円	7,700円
再診時選定療養費(受診の都度) ★当院から他医療機関へ文書による紹介がな された後にその医療機関の紹介状を持参せ ず再度受診された場合	2,750 円	3,300円

*税込み

※ 初診時選定療養費および再診時選定療養費を徴収しない方

- ①自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者
 - *患者さんの希望のみで他科を受診した場合には徴収対象となる可能性があります
 - ②医科と歯科との間で院内紹介された患者
 - ③特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
 - ④救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
 - *救急受診であっても医師が緊急性を要しないと判断した場合は徴収対象となります
 - ⑤外来受診から継続して入院した患者
 - ⑥地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診を 実質的に担っているような診療科を受診する患者
 - ⑦治験協力者である患者
 - ⑧災害により被害を受けた患者
 - ⑨労働災害、公務災害、交通事故
 - ⑩公費負担医療制度の受給者(こども医療、ひとり親医療等の受給者は徴収対象)
 - ⑪その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者